

諮詢日：平成29年8月22日
答申日：平成29年12月28日

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年12月6日に提起した処分（以下「処分」という。）による平成28年度国民健康保険税督促処分（第4期分）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 審査請求に係る処分

処分は、審査請求人の平成28年度国民健康保険税（第4期分）（平成28年10月31日納期限）が完納されなかつたため、平成28年11月18日付けで、審査請求人に対し、平成28年度国民健康保険税督促処分（第4期分）（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、平成28年11月19日に本件処分があつたことを知つた。

2 審査請求

審査請求人は、平成28年12月6日付けで、審査庁に対し、「青森市長の平成28年11月18日付け平成28年度国民健康保険税第4期分に係る督促状（以下「本件督促状」という。）による処分を取り消すとの決定を求める」との趣旨の審査請求書を提出した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 青森市公共下水道使用料の督促状の発行に係る督促手数料は無料であり、本件督促状の様式が下水道使用料督促状と類似している等のことから、本件督促状の発行に係る督促手数料も無料にするべきである。

(2) 督促手数料を徴収することを内容とする本件処分は不当である。

2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものと考える。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第726条では、納稅者が納期限までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない旨規定されており、また、青森市市

税条例（平成17年青森市条例第62号。以下「条例」という。）第12条において、督促状を発した場合、督促状1通について、70円の督促手数料を徴収しなければならない旨規定している。本件処分については、納期限までに納税通知書に記載した国民健康保険税が完納されなかつたことから、当該規定に基づき本件督促状を発したものである。したがって、本件処分については、関係法令を遵守して適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

- イ 審査請求人は、下水道使用料の督促状の発行に係る督促手数料は無料であり、本件督促状の様式及び発行形態が下水道使用料督促状と類似していることから、本件督促状の発行手数料も無料にすべきであり、督促手数料を徴収することを内容とする本件処分は不当であり、その取消しを求める、と主張している。しかし、法第727条では、督促状を発した場合においては、当該地方団体の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる旨規定されている。督促手数料を徴収するか否かは、市町村の裁量に委ねられており、条例第12条では督促状を発した場合においては、70円の督促手数料を徴収しなければならないと定めている。したがって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。
- ウ 審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

（2）上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成29年8月22日	諮問書の受理
平成29年10月13日	調査審議
平成29年12月13日	調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 関係法令の要旨

- (1) 国民健康保険税の督促について、法第726条第1項において、納税者が納期限までに国民健康保険税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないことが規定されている。
- (2) 督促手数料について、法第727条において、徴税吏員は、督促状を発した場合においては、地方団体の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができることが規定されており、条例第12条において、徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、70円の督促手数料を徴収しなければならないことが規定されている。なお、条例第12条ただし書において、徴税吏員が、やむを得ない理由があると認める場合においては、督促手数料を徴収しないことが規定されている。

2 判断

審査請求人は、督促手数料を徴収することを内容とする本件処分は不适当であると主張する。そこで、当審査会は、本件処分が不适当な処分といえるかについて検討した。

審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述からすると、審査請求人は、条例第12条ただし書の規定に該当する旨を主張しているとは認められない。したがって、同条本文の規定に照らせば、徴税吏員は、督促手数料を徴収しなければならず、督促手数料を徴収するか否かについて、裁量が認められているものではない。行政庁の処分について、不当な処分に該当するというためには、当該行為に行政裁量が認められていることが前提であるところ、本件処分は、徴税吏員に裁量権が認められていないのであるから、不当な処分に当たらない。

次に、本件督促状が発せられた時期及び督促手数料について、その根拠となる関係法令を確認したところ、本件処分は、前記1に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認められる。

また、審査請求人は、審査請求書等において、督促手数料に係る調定その他の主張をしているが、それらの主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

本件審査請求には理由がないものと認められるので、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会 会長 遠藤 哲哉
委員 磯 裕一郎
委員 蝦名 和美